

中小企業・創業希望の皆様へ 中小企業融資制度のご案内

生駒市では中小企業の事業主や創業をお考えの方に
ご利用いただける融資制度を設けています。

◇メリット1

信用保証料の100%を補助

奈良県信用保証協会に支払う信用保証料の全額を市が負担します。

◇メリット2

担保と保証人は原則不要

奈良県信用保証協会が必要とする場合があります。

◇メリット3

「専門家派遣事業」の利用

中小企業診断士が様々な課題に対してサポートします。



【手続きの流れ】

- ①金融機関での審査
- ②奈良県信用保証協会での審査面談等
- ③融資の実行
- ④償還

まずは右記の取扱金融機関にご相談ください。

【取扱金融機関】

次の7金融機関の県内の本店・支店

- ・りそな銀行
- ・南都銀行
- ・京都銀行
- ・奈良信用金庫
- ・大和信用金庫
- ・京都中央信用金庫
- ・奈良中央信用金庫

※併用はできません。融資総枠には限りがあります。

【そろえる書類】

※必要に応じて書類の変更や追加を行う場合があります。
不備書類があった場合、奈良県信用保証協会では受付ができません。

申込に必要な書類	備考
納税証明請求書	【交付】生駒市財務部課税課（市役所 1F 13窓口） 生駒市ホームページ「中小企業融資制度 必要書類」に掲載 ※分割納付している場合は商工観光課へお問い合わせください。
誓約書（暴力団排除関係） と役員等一覧表	生駒市ホームページ「中小企業融資制度 必要書類」に掲載
住民票、登記事項証明書	個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書
信用保証委託申込書	（信用保証依頼書、信用保証委託契約書、個人情報の取り扱いに関する同意書） 【交付】奈良信用保証協会、金融機関等
奈良県信用保証協会が 必要と認める書類 （例）	【共通】確定申告書または決算書、印鑑証明書、許認可書等、定款(法人のみ) 【創業支援資金利用の場合】創業計画書（創業前～創業1年以内）、開業届

■事業融資資金 〈5年以上同一事業を営んでいる方〉

申込人 資格要件	以下のすべてに当てはまること ①個人：市内に引き続き1年以上生駒市の住民基本台帳に記録されている住所を有していること 法人：生駒市内に引き続き1年以上登記されている事業所を有し、本市の市民税が課税されていること ②5年以上、同一事業を営んでいること ③市税を滞納していないこと ④本市において事業の継続が見込まれ、融資に係る債務を返済する資力を有していること
保証限度額／利率	1,000万円／2.0% 企業立地促進事業補助制度を利用した場合は3,000万円／2.0% 再生可能エネルギー電気供給に係る事業融資は1億円／2.0%
保証期間	500万円以下：4年以内 500万円超～3,000万円以下：7年以内 3,000万円超：15年以内 ※据え置きは全て6カ月以内
補助内容	信用保証料補助：100%

■創業支援資金 〈これから創業する方・創業後5年以内の方〉

申込人 資格要件	以下のすべてに当てはまること ①これから事業を営むもの又は事業を営んでから5年を経過していないもの ②次の（ア）～（ウ）のいずれかに当てはまること （ア）個人事業主であって、生駒市の住民基本台帳に記録されている住所を有している （イ）法人であって、生駒市内に登記されている事業所を有している （ウ）本市で新たに事業を営む具体的な計画を有している、又は本市で現に事業を営んでいる ③市税を滞納していないこと ④本市において事業の継続が見込まれ、融資に係る債務を返済する資力を有していること
保証限度額／利率	1,000万円／2.0%
保証期間	500万円以下：4年以内 500万円超：7年以内 ※据え置きは全て6カ月以内
補助内容	信用保証料補助：100%



生駒市中小企業融資制度の詳細情報については、左記QRコードよりホームページにてご確認ください。

検索

生駒市中小企業融資制度のページ



信用保証に関する問い合わせ

奈良県信用保証協会 保証支援部（☎0742-33-0552）
 ホームページ <https://www.nara-cgc.or.jp>

問合せ：生駒市役所 商工観光課（☎0743-74-1111）